

保土ヶ谷区川島町の都市計画法違反の建築物について代執行を実施します

保土ヶ谷区川島町において「都市計画法」（以下、「法」）に違反している所有者不明の建築物は、危険な擁壁の直上にあり、土地所有者による擁壁の安全対策工事を阻害しています。令和5年6月に代執行する旨を公告しましたが、該当する所有者の特定に至りませんでしたので、法第81条第2項の規定に基づき、令和6年2月14日（水）（予定）から代執行による除却措置を実施します。



 対象建築物

1 建築物の概要

| | |
|-----|-------------------------|
| 所有者 | 不明（土地所有者は建築物を所有していません。） |
| 所在地 | 保土ヶ谷区川島町905番地 |
| 建築年 | 不明 |
| 構造 | 鉄骨造 |
| 規模 | 地上1階 延べ面積：約28㎡ |

2 違反の概要

| | |
|------|---|
| 抵触条項 | 都市計画法第43条 （市街化調整区域において開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限） |
|------|---|

3 代執行による工事の概要

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 代執行内容 | 建築物の撤去、動産の保管及び廃棄 |
| 実施期間 | 令和6年2月14日から令和6年2月26日まで（予定） |
| 開始宣言 | 令和6年2月14日9時30分（予定）より、現地にて代執行の宣言を行います。 |

4 実施事業者

株式会社アスク

5 対応の経緯

| | |
|----------|---|
| 平成30年 6月 | 違反状況を確認 |
| 平成31年 3月 | 土地所有者が建築物の所有者でないことを確認。 建物所有者等の調査を開始。 |
| 令和 4年12月 | 調査を行った結果、建物所有者等の確知ができなかった。 |
| 令和 5年 6月 | 履行期限(8月15日)までに除却措置が行われなければ代執行を実施する旨の公告 |
| 8月 | 建築物の除却が確認できなかった。 |

6 取材について

令和6年2月14日(水)に現地取材を希望される方は、令和6年2月13日(火)17時までに
お問合せ先まで御連絡ください。

現地は住宅地内にあり、道路が狭く、近隣に駐車場等はありません。取材の際は、公共交通機
関等の御利用に御協力をお願いいたします。

お問合せ先

建築局違反对策課長 梶山 祐実 Tel 045-671-3855